第三十三号議案

債

権

の

放

棄

にっ

いて

右 令 の 和 議 四 案 年 を 提 月 出 + す 七 る 日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

											_				_			
(四)			<u>(=)</u>			(<u></u>				(—)		(<u>=</u>)	(<u></u>	(—)			左	
											債				債		記	
債			債			債				債	権	債	債	債	権		の	債
権			権			権				権	の	権	権	務	の		٢	権
エ			ウ			1				ア	内	の	の	者	概		お	の
											訳	総	名		要		IJ	放
												額	称				債	棄
																	権	に
																記	を	つ
債	債	債	債	債	債	債		債	債	債		六	生	江			放	11
権	権	権	権	権	権	権		権	権	権		+	活	戸			棄	て
の	発	発	の	発	発	の		発	発	の		_	保]]]			す	
額	生	生	額	生	生	額		生	生	額		万	護	X			る	
	理	日		理	日			理	日			兀	費	民			0	
	由			由				由				千	返					
							六					_	還					
_	地	平	_	地	平	七	号	地	平	Ξ		百	金					
万	方	成	万	方	成	千	$\overline{}$	方	成	千		九						
七	自	_	八	自	=	六	第	自	_	四		+						
千	治	+	千	治	+	百	百	治	+	百		六						
=	法	四	五	法	四	四	五	法	四	四		円						
百	施	年	百	施	年	円	+	施	年	十								
八	行	+	四	行	+		九	行	Ξ	_								
+	令	_	+	令	=		条	令	月	円								
九	第	月	円	第	月			\frown	+									
円	百	+		百	+			昭	四									
	五	_		五	_			和	B									
	+	日		+	日			_										
	九			九				+										
	条			条														
								年 										
								政										
								令										
								第										

+

第33号議案

(+)			(九)			(/\)				(七)			(六)			(五)		
債権コ			債権ケ			債権ク				債 権 キ			債 権 力			債権オ		
債権の額	債権発生理由	債権発生日	債権の額	債権発生理由	債 権 発 生 日	債権の額	号	債権発生理由	債 権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権発生日	債権の額	債権発生理由	債権発生日	債権の額	債権発生理由	債権発生日
九千八百円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十六年九月二十五日	七千二百九十七円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十六年七月二日	一万千六百四十六円)第六十三条	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十	平成二十六年三月二十七日	五千七百二円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十六年三月十八日	二万七千二百円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十六年三月十八日	三千四百六十円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十五年四月一日

四

	$(\stackrel{+}{\asymp})$ $(\stackrel{\pm}{\asymp})$			(世)					([±] / _≡)			(±)			(+)			
	債権タ			債権ソ			債権セ			債権ス			債権シ			債権サ		
債 権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権 発 生 日
平成二十九年一月二十三日	八万七千三百三十九円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十八年二月八日	十万五千五円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十七年十二月四日	六万千百五十六円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十七年十二月四日	十三万五千七百四十円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十七年三月二十四日	七千百二十円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十七年一月二十二日	一万六千五百七十円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十七年一月二十二日

		(≣)			$(\bar{\pm})$			(+)			(†)			(⁺ / _{\lambda})			(±)	
		債 権 二			債権ナ			債権ト			債権テ			債権ツ			債権チ	
債権発生理由	債 権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権発生日	債権の額	債権発生理由	債 権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債 権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債 権 発 生 日	債権の額	債権発生理由	債権発生日	債権の額	債権発生理由
地方自治法施行令第百五十九条	平成三十年二月二十三日	一万五千九百二十七円	地方自治法施行令第百五十九条	平成三十年一月十七日	一万三千四百五円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十九年十月三日	八千八百二十円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十九年九月四日	四千七百九十七円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十九年七月二十八日	二千六百九十四円	地方自治法施行令第百五十九条	平成二十九年六月二十日	二万千二百九十九円	地方自治法施行令第百五十九条

 \equiv 本 自 治 案 債 説 ょ に (<u>₹</u>) を 法 権 明 IJ 基 裁 放 づ 提 を 判 棄 債 出 昭 回 き 所 す 権 債 ヌ 11 権 が 和 収 る を 理 た す 令 破 + し る 回 和 産 由 = ま 収 法 見 元 す 年 込 す 年 $\overline{}$ 法 + 平 み る 債 債 債 律 が 見 月 成 権 権 権 第 込 \equiv + 発 な 発 の 六 + 11 生 み 六 生 額 + た が 日 年 理 日 七 め な 付 法 由 号 11 け 律 X た で 第 地 令 第 の め 債 七 和 万 方 九 + 務 自 権 元 + 利 者 五 治 年 千 六 号 五 を の 法 兀 放 条 免 施 月 百 第 四 棄 責 行 第 許 令 ++ す 第 日 四 項 る 可 百 第 円 五 百 必 の ++ 決 五 要 号 定 + が を 九 あ 条 の

行

0

た

こ

ع

に

第

_

項

の

規

定

条

規

定

に

ょ

IJ

る

の

で

地

方